



一般社団法人日本スクエアダンス協会

一般社団法人 日本スクエアダンス協会

事務局：〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目7番地 神田ミハマビル 4階

電話：03-6240-6560 FAX：03-6240-6561

E-mail：squaredance@giga.ocn.ne.jp

Website <http://www.squaredance.or.jp/>

平成 30 年 12 月

コーラー各位
キューア・インストラクター各位
カントリーダンス・インストラクター各位
コントラダンス・プロンプター各位

コーラー・キューア-DATABASE の更新と登録のお願い

S協では、ご承知のように、平成 24 年度から「コーラー・キューア-DATABASE」の運用を進めており、その登録・更新は年次の正会員・普通会员登録・更新時に同時に行うこととなっております。

本 DATABASE 構築の目的・趣旨：

全国で活動しているSDコーラー、RDキューア、RDインストラクター、カントリーダンス・インストラクター、コントラダンス・プロンプター（以下、“指導者”と称します）の情報を一元管理することで、全国の指導者数、指導範囲、活動範囲、活動内容等を把握し、以ってスクエアダンスの普及・発展に寄与することです。

登録した際のメリットとしては、全日本SDコンベンションのコール等の申請時に詳細な記入が不要になります。また、高齢化や病気、転勤等の影響で指導者が不在となり、クラブの継続が難しい時などの対応に利用できます。

以上のような目的・趣旨をご確認のうえ、本調査では、S協普通会员の方で指導者として活動されている方はもとより、例会でコールやキューイングをしているすべての方¹を対象としていることをご理解ください。力量や頻度にかかわらず、全員の登録をお願いいたします。

登録されていない方、更新されていない方については、S協 および S協関連組織が主催するパーティーや講習会等でのコール、キューなど、そして 指導ができないことがあります。（全日本スクエアダンスコンベンション）に出演できないことがあります。）

登録されていない方、更新用の調査票を紛失された方は新規登録用の「コーラー調査票」、「キューア・インストラクター調査票」および「カントリーダンス・インストラクター／コントラダンス・プロンプター調査票」をご使用ください。

記入要領につきましては、「調査票記入の手引き」を良くお読みになりご記入ください。

ご参考までに「コーラー・キューア-DATABASE(DB) 使用要項」を添付いたします。

ご高配のほど よろしくお願いいたします。

【お願い】 更新調査票 および 新規登録調査票は、貴クラブ会長を介して、下記・S協事務局あてにご返送くださいますようお願いいたします。

¹ コール、キュー、インストラクトなどを勉強中の方も含まれます。

—記—

調査票送付先： 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7
神田ミハマビル4階
一般社団法人 日本スクエアダンス協会
Tel：03-6240-6560
Fax：03-6240-6561
E-mail：squaredance@giga.ocn.ne.jp

以上

本件連絡先：一般社団法人日本スクエアダンス協会事務局
コーラー・キューアーDATABASE 担当 栗坂 溢實
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町 1-7
神田ミハマビル 4 階
電話：03(6240)6560
FAX：03(6240)6561
E-mail：squaredance@giga.ocn.ne.jp
Web site：http://www.squaredance.or.jp/

コーラー・キューアDATABASE (DB) 使用要項

(DB作成の目的)

第1条 このDBは、全国で活躍している一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下「本協会」という。）のSDコーラー、RDキューア、RDインストラクター、カントリーダンスインストラクター、コントラダンスプロンプターの情報を一元管理することで、指導者数、指導範囲、活動範囲、活動内容等を把握し、以ってスクエアダンスの普及・発展に寄与することを目的として作成する。

(使用目的)

第2条 DB情報は以下の目的で使用される。他の目的で使用する場合は、本協会事務局長および、本協会技術委員長の許可を得なければならない。

- (1) 全日本コンベンション、統括支部ジャンボリー、統括支部講習会等におけるコーラー、キューア、インストラクター、プロンプターを選定するときの判断情報。
- (2) 各地域で指導者を必要とする際に、指導要請をする際の情報。
- (3) 海外からの問い合わせに対する情報。
- (4) 表彰時の情報。

(使用者)

第3条 DB情報の使用者は上記第2条の使用目的に沿った関係者が使用する。

(登録対象者)

第4条 本協会の普通会員とする。

(登録・更新方法)

第5条 年次の会員登録・更新、普通会員登録・更新時に登録・更新する。

- 2 新規立ち上げクラブは、その申請時に登録する。

(DBの管理者)

第6条 本協会事務局長を管理責任者とする。

- 2 DB情報の登録変更（入力・変更・削除・検証等）作業は管理責任者に任命された者が行う。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、技術委員長が定める。

(附 則)

(施行日、改定日)

第1条 この規程の施行日および改定日は次のとおりとする。

施行日 平成24年10月1日